平成２２年（フ）第２５０４号
神奈川県大和市桜森２丁目９番４号　相模荘７号
債務者　今岡　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７８号
神戸市灘区岸地通２丁目１番３号渕上ハイツ２Ｆ
債務者　水谷　富子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４４号
兵庫県加古郡稲美町六分一1181番地の23
債務者　上村　信二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６４７号
名古屋市千種区宮の腰町２番１―1002号　市営宮ノ腰荘
債務者　吉田　正幸
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７８号
名古屋市北区如意３丁目24番地　グランパレス如意307号室、住民票上の住所愛知県小牧市小牧２丁目10番地　小牧キャッスルハイツ207号
債務者　大澤　孝和
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３６号
名古屋市天白区焼山２丁目1801番地　藤井ビル407号
債務者　後藤　隆浩
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５１号
愛知県豊明市栄町南舘３番地2064
債務者　小村　昭広
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００号
秋田県横手市猪岡字水上68番地22
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４６５号
函館市桔梗３丁目26番６―102号
債務者　西尾亜貴子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１６号
群馬県太田市新田上田中町777番地１　新田上田中市営住宅93号棟11号
債務者　新井　栄一
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２１７号
群馬県太田市高林東町1282番地１
債務者　関根　直美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１５７号
岐阜県揖斐郡大野町大字公郷123番地
債務者　鳥本真知子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
岐阜県大垣市墨俣町さい川138番地　スカイピース205
債務者　伊藤ひで子（旧姓子安）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
奈良県橿原市中曽司町313番地の６　エスポワールⅠ202、前住所奈良県橿原市上品寺町２番地の１
債務者　坂本　一憲
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾419番地の15
債務者　川淵　幸代（旧姓福角）
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
奈良県大和高田市春日町２丁目５番５号、前住所奈良県大和高田市蔵之宮町５番29号
債務者　浦裕次こと　浦　　裕次
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
奈良県橿原市五条野町353番地の１、前住所東京都板橋区常盤台１丁目18番５―301号渡辺ビル
債務者　馬場井誠一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係